

# 第4章 明治から第二次大戦まで

第  
四  
章

## 1. 明治時代の宜野湾

### 1) 幕末維新期の琉球

1840年代の琉球は、フランス・イギリスの軍艦が相次ぐ来航によって、根底から揺さぶられていた。首里王府は外交交渉に明け暮れ、財政は底をつき、百姓は重い負担に苦しんでいた。しかし、当時の宜野湾間切では、緊迫感はほとんどなかった。百姓は琉球の立場を憂える立場になかったし、どういう事態になっているかも知らされていなかった。1846年の旧暦10月下旬に「波の上の眼鏡（ナンミンヌガンチョー）」と呼ばれていたベッテルハイムが、浦添を経て宜野湾間切番所を訪れたことがあった。この時初めて百姓らは、首里や那覇で何が起こっているかを実感することができた。

1853年にはアメリカのペリー提督率いる艦隊が琉球を経て江戸に向かった。その翌年、日米和親条約を結んで開国した。日本は二世紀余も続いた鎖国制が崩れ、間もなく西欧諸国と貿易が行われるようになった。琉球では、この時期に島津齊彬の貿易政策に端を発する牧志・恩河事件が起きるなど、幕末の混乱が続いた。

1860年代の後半に徳川幕府が崩壊し、維新政府が成立した。明治政府は富国強兵のスローガンを掲げ、矢継ぎ早に廢藩置県・徵兵制・学制・地租改正などの一連の政策を遂行した。しかし、琉球には維新後も首里王府が残っており、各間切には従来通り地頭代（ジトウデー）以下の役人がいた。琉球の人々は、維新変革の過程をともにすることことができなかつたし、世替わりの意味を知らずにいた。

### 2) 「琉球処分」とは何であったか

1860年代に西南雄藩が中心になって江戸幕府を倒し、天皇中心の中央集権国家をつくれた。しかし、「琉球王国」の人々は維新変革の過程をともにすることができなかつた。明治政府にとって、中国の皇帝と臣従関係のある「琉球王国」が存在するのは、「不体裁」きわまりないことであった。日本の中に「もう一つの国」があるような印象を与えるというのがその理由であった。

ちょうどそのころ、1871年（明治4年）11月に、宮古島の年貢船が台湾に漂着し、生蕃（せいばん）によって50数人が殺された。政府は、この事件を好機とし、軍隊を派遣して台湾を占領するとともに、北京に使節を送って中国政府に厳重に抗議した。交渉の結果、明治政府は中国側から、「日本の台湾出兵は、自国の民を保護するための義挙であった」という言質を得ることに成功した。

この間に明治政府は、首里王府の代表を上京させた。そして、1872年（明治5年）9月に「琉球藩」を設置し、「琉球王国」の名称を「琉球藩王」と改めた。

廢藩置県の翌年にあえて「琉球藩」を設置したのは、「琉球王国」を廃絶していく

なり「沖縄県」を設置するのは得策ではないと考えたからであろう。暫定的な措置として、とりあえず「琉球藩」を設置し、リーダーたちを懷柔しようと考えていたのではなかろうか。

政府は1875年（明治8年）の春に「琉球藩」の代表を上京させ、交渉を開始した。琉球側は事情の急変を知つて驚き、中国との関係や「藩政改革」など重要な問題については、政府に同意せずにいた。

「琉球藩」の反応をみた政府は、内務大丞松田道之を琉球へ派遣した。同年7月、松田は現地で琉球側と交渉を始めた。しかし、「日本は天皇中心の近代国家になったのだから琉球藩も内地と同様に廃藩置県を実施すべきだ」という言い分が、「琉球藩」ではまったく通用しないことを知った。

松田は、近代国家の日本の中に「琉球藩」が存続しているのは、「日本政府の体面を欠損する」ものであるとか、「一君万民の日本」に「もう一人の国王」がいるのは「体裁が悪い」などと主張した。

松田は、琉球人について、「尚泰という藩主がいるのは知っているが、日本に天皇陛下がいるのを知らない」、「尚泰のためなら生命を断ち財産を棄ててもかまわない」というほどの忠義の心がある」と述べている。琉球人は天皇の存在さえ知らず、「藩主」に対する忠誠心の方がはるかに強かったというのである。

松田は、「琉球藩」の反対運動に手を焼き、強硬手段に訴えなくてはならないと考えに至った。那覇での交渉を打ち切つて上京した彼は、「琉球処分」準備を急いだ。しかし、1877年（明治10年）に西南戦争が起こり、翌年には内務卿（ないむきょう）大久保利通が暗殺されたので、「琉球問題」は3、4年間棚上げにされた。

1879年（明治12年）3月下旬、松田は「処分官」として来琉し、警察と軍隊の力を誇示しつつ「処分」を強行した。その結果、数世紀も続いた中国との関係が廃絶し、「琉球王国」は解体した。日本の一県としての沖縄県がその一步を踏み出すことになったのである。

### 3) 分島問題と「旧慣温存」政策

「琉球処分」には実はもう一つ重要な問題があった。すでに述べたように、政府は、「琉球は日本の領土であり、琉球人は日本人である」ということを繰り返し強調しながら「琉球処分」を強行した。しかし、その舌の根も乾かぬうちに、宮古・八重山の両諸島を中国に割譲しようとしていた。宮古・八重山と引き換えに、中国の国内での通商権を獲得しようとしたのである。

一方、中国としても、ロシアとの間に国境問題を抱えていたので、日本とロシアが接近することを警戒して、日本の提案を受け入れることが得策だと考えていたようだ。

1880年（明治13年）10月には、両国の間に交渉が妥協し調印を待つばかりであった。宮古・八重山の両諸島は、中国に売り渡されようとしていたわけである。ところが、その後中国側は、国境問題で事情が好転したので調印を拒否した。分島案は実現せず、宮古・八重山諸島は売り渡さずにすんだのである。

この問題は、「琉球処分」の際の国家統一の論理が、「琉球藩」のリーダーおよび士族層を論破するための方便にすぎなかつたことを示している。

研究者の間では、分島問題は「琉球処分」と不可分の問題として位置づけられている。両者をワンセットの問題としてとらえることによって「琉球処分」の歴史的な意味をより明確に知ることができる。

また、政府の沖縄県に対する基本方針は、急激な改革を避け、「旧慣」を「温存」するというものであった。「旧慣」とは、島津支配以来の土地制度（＝地割制度）・租税制度および地方制度（＝間切制度）のことである。

なぜ政府は「旧慣」を温存したのであろうか。第一の理由は、急激な改革を実施すると、旧支配者層がこれに反発して県政に背を向けるであろうと考えたからである。すなわち、「旧慣」を改革すると、反政府的な気分が高まり、県政への非協力運動の強化につながると考えていたわけである。

第二の理由は、当時全国的に高揚しつつあった自由民権運動への影響を恐れたからである。明治政府が沖縄で県民の意志を無視して「琉球処分」を強行し、猛烈な反対運動が展開しているということが全国に知れると、自由民権運動の高揚に油を注ぐことになるであろうと危惧していたのである。

目を外に向けると、沖縄の所属をめぐる問題は日本と中国との間で必ずしも決着がついたわけではなかったので、政府は、沖縄で騒動が持ち上がって、それが紛争の火種になっては困ると考えていたようだ。

「旧慣温存」政策は、旧支配者層に対する懷柔政策と不可分のものであったが、結局、これが沖縄県に対する制度的な「差別」の出発点となった。

当時は人口の約8割は農民であった。「琉球処分」の直後にいくつかの村で村役人の不正を糾弾したり、小作地の開放を要求する「騒動」が発生したが、そのような事例はきわめてまれであった。旧支配者層を批判し、県政にも反対するなどということは、当時の農民にとっては思いもよらぬことであった。

周知のように、「旧慣」の改革運動は、1890年代の宮古島における人頭税撤廃運動および謝花昇らのいわゆる「民権運動」として展開する。

#### 4) 地方制度の改革

それでは、「土地整理」に先立ち、なぜ「地方制度の改革」が先行されたのである

うか。

確かにことは分からぬが、宮古島民の島政改革・人頭税廃止運動に代表されるよう地域住民の改革要求は、やがて政府や県を動かし、1893年（明治26年）には「琉球王」と称された当時の奈良原県知事が内務省に対して、「地方制度の改正」について上申する。さらに政府も内務省や大蔵省から調査官を派遣して、沖縄の諸制度を調査するようになるが、その中に当時の内務書記官・一木喜徳郎（いちききとくろう）がいた。彼の報告には興味深い記述があった。（原文引用略）

土地制度の改正は地租改正と連動して行うべきで、またこの一大事業はその執行機関である官吏吏員が確保されなければ実施できないことは言うまでもない。ところが、今日の状況は彼らの背徳私曲（役人として規律を守らず、よこしまで不正なこと）のうわさを耳にし、さらに彼ら自身、（近代諸改革にともなって）その吏員としての寿命が長くないことをよく認識しており、こうした状況にある彼らに一大事業の執行機関としての役目を期待するのは危険であり、したがって地方制度の改正をまずは実施すべきであるということを書いてある。

一木の意見が取り入れられたのかどうか分からぬが、いずれにせよ、以後、沖縄県は矢継ぎ早に地方制度を改革していく。

まず、1896年（明治29年）3月、沖縄県の行政区を2区・5郡とする「沖縄県区制」と「沖縄県郡編成」の勅令が公布され、4月1日から施行される。

これによって、沖縄県は首里区と那覇区の2区、そして国頭・中頭・島尻・宮古・八重山郡の5郡に分けられることになる。

まず区制についてみてみると、首里と那覇の両区には区役所が設置され、区長・区書記が任命された。また、区民には選挙権が与えられ、議決機関である区会も設置されるようになる。

次に郡制をみると、国頭・中頭・島尻の3郡には郡役所が置かれ（宮古・八重山には島庁を設置）、郡長と数名の郡書記官を配したが、島尻郡長は那覇区長を、中頭郡長は首里区長を兼任するといった具合に、今からみると、まだ変則的なシステムであった。

この「中頭郡役所」の前身である「中頭役所」は一時期、宜野湾にあった。

1879年（明治12年）の沖縄における廢藩置県、つまり琉球処分にともない、沖縄県は各地方に27人の「在勤官」と称する役人を設置し、間切行政を監督させた。しかし、翌80年6月23日にはこの「在勤官」を廃止し、新たに行政区間を整理して那覇・首里・島尻・中頭・国頭・伊平屋・久米島・宮古島・八重山島の9行政区に分けて「役所」を設置、その内、中頭一帯を管轄する「中頭役所」は美里間切番所内に置かれていた。

この美里の「中頭役所」が1年後の81年6月22日付で宜野湾間切番所内に移転したのであった（『宜野湾市史』第四巻）。折しも、県内巡視の途次、宜野湾間切に立ち寄った第2代県令・上杉茂憲は、美里から移転して間もない中頭役所を訪れている。（同・四巻）

この宜野湾間切の中頭役所も5年ほど続いたのみで、1886年（明治19年）には首里当歳の区役所隣に移転し、「中頭郡誌」やがて96年の郡区制の施行とともに、島尻・中頭・国頭・宮古・八重山の各地に郡制が、首里と那覇には区制がそれぞれ施行される。中頭郡の誕生であるが、その際、中頭役所は郡役所と改称され、首里区長が中頭郡長を兼任した。（『沖縄県史』第13巻・「沖縄県関係各省公文書2」）。

その後、1908年（明治41年）の「沖縄県及島嶼町村制」の施行にともなって首里区役所と中頭郡役所が分離されることにより、交通の不便さなどを主な理由として中頭への移転問題が話題となる。泡瀬、普天間、嘉手納、そして越來など、いくつかの候補地が挙げられ、新聞紙上も賑わすが（『宜野湾市史』第二巻、以下『二巻』と略）、実現しないまま1923年（大正12年）の郡制廃止を迎える、郡長・郡役所も消滅してしまった。

以後、広域行政単位として中頭郡はなくなってしまったが、1942年（昭和17年）には、戦時下の末端行政事務を強化するため、国頭・中頭・島尻の三郡に「地方事務所」が設置され、中頭地方事務所は宜野湾村の普天間、現在の普天間高校敷地に置かれていたようだ（『宜野湾市史』第5巻、）。

## 5) 郡を構成する各間切や島の改革

1897年（明治30年）、「間切島吏員規定」が公布され、旧来の間切島吏員の冗員と組織の簡略化がはかられた。そこでは従来の「番所」が「役場」と改称され、そこに勤める地頭代以下の地方役人は廃されて、間切長・書記・収入役が代りに置かれるようになった。

また、間切内の村には「間切島規定」が施行されて、間切や島は法人となり、また郡役所で作成された予算を形式的に議決するといった具合に不十分ながらも、いわば今日の「議会」に相当する「間切会」や「島会」も設置されるようになる（『沖縄県関係各省公文書2』）。

こうして間切や島に一定程度の自治機関が設置され、行政権も認められるようになるが、現実には間切長は地域住民ではなく県知事の任命であり、議決機関たる間切会もその職権や権利・義務などが県知事によって定められるようありさまであった。

この「間切島吏員規定」と「間切島規定」は、当初、「土地整理事業」の終了後、新制度に変更される予定であったようだが、実際には「日露戦争」の勃発によって延

期となり、1908年（明治41年）「沖縄県及島嶼町村制」の施行にともない、改廃されることになる。

「沖縄県及島嶼町村制」は、沖縄県と小笠原島など一部地域に適用された自治制度で「特別町村制」と称される。そこでは、従来の間切や島が町村に、村が字に改称された。同時に間切長・島長は町村長に、村頭が区長に改称され、間切会・島会は町村委会となった（「沖縄県関係各省公文書2」）。

簡単にいうと、例えば旧来の宜野湾間切野嵩村は、宜野湾村野嵩になったわけである。1671年の間切創設以来、237年にわたって用いられてきた宜野湾間切の名称にピリオドが打たれたのである。ちなみに「中頭郡間切長名改称」と題する新聞記事では、勝連村長が新任したのみで、残りは間切長から村長へと、たんに名称が変更しただけである、と意外に淡泊に扱っている（『二巻、248ページ』）。が、宜野湾村（現・宜野湾市）では同年5月20日に「町村制施行紀年会」と称して、一般住民を初め、駐在巡査、村雇医、学校職員など120人余が参加して、村制への移行を祝している（『二巻』）。

ようやく地方自治制度に一定程度の前進がみられたようであるが、しかし、この制度は「特別町村制」という名称からも伺えるように、例えば町村の吏員が知事の任命制であったこと、町村委会議員の選挙は直接国税納入者に限定されたことなど、制限された「特別制度」であった。ちなみに、少し時期はずれるが、1912年（大正元年）12月末現在、宜野湾村の有権者の数は1,791人で本籍人口11,754人のおよそ15%にしかすぎない（『沖縄県統計書』）。

## 6) 土地整理と宜野湾

明治維新後の日本は、明治政府によって1873年（明治6年）から79年ごろにかけて「地租改正事業」という近代的な土地の私有制度や、租税制度が全国的に確立されるが、沖縄県はそれより、かなり遅れて1899年（明治32年）から着手された。

当初、明治政府は「沖縄県ノ諸制度ヲ改善シテ漸次内地一般ノ制度ニ帰セシムルニハ地租ノ改正ヲ行フヲ以テ第一要義トス依テ其ノ土地ヲ整理シ所有区分ヲ明確ナラシメ之ト同時ニ地租条例ヲ施行シ旧慣ニ依ル土地ニ關スル國税ハ斷然之ヲ廢止スルヲ必要トス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」（「沖縄県土地整理法案」）という具合に、つまり「沖縄県の諸制度の改善は、地租の改正を優先し、そのためには土地整理を行わなければならない」との方針を立てるのだが、地方制度の改革を先にして、その間、土地や租税制度の改革の準備にとりかかったようである。

まず、1898年（明治31年）7月、「臨時沖縄県土地整理事務局」は県知事（奈良原繁）を長官として設置されるが、これは実地観察、模範地の調査、測量手の養成など諸準備のためであった（『臨時沖縄県土地整理事務局設置の件』）。

そして翌99年（明治32年）3月には「沖縄県土地整理法」が公布されて、4月から施行された。

これで4年7カ月におよぶ土地整理事業が実施されるのであるが、事業の完了は1903年（明治36年）10月であった。

それでは、この土地整理事業の目的は、いったい、どういう点にあったのだろうか。「沖縄県土地整理紀要」には以下のように謳われている。

「即チ本法法規定スル所ハ土地所有権ノ処分及所有ノ確定シタル民有地ニ対シ地価ヲ査定シテ地租条例及國稅徵収法ヲ布キ同時ニ旧慣ニ依レル國稅ノ徵収ヲ廢止スルノ二項ニ外ナラス」（『沖縄県史』第21巻）と。

つまり、まず一点目には、土地所有権を確定して地価を査定し、地租条例や國稅徵収法を「沖縄」にも適用すること。今ひとつは旧慣にもとづく國稅の徵収を廃止すること、の二点にあったようであるが、つまるところ「定刻同一制度ノ下ニ統属スル」（同書）ことにあった。

土地整理事業は簡単にいうと、まず土地の所有者を決定し、その土地を測量して面積を定めた。そして地価（課税の基準となる土地の価格）を決定し、地租（土地税）を徵収できるようにすることであった。

所有権は、第一に土地を占有、つまり実際に地割配当をうけ、耕作している者に与えた。第三に、山林の大半を占めていた仙山については、とりあえず官有とした、などを骨子としている（「沖縄県土地整理紀要」）。

さて問題は地租であるが、地価の総額が845万円余でその地租額が21万円余（およそ地価の2.5%パーセント）となっている。これは旧地租額50万円余に比べて29万円余の減となっている。だが「改正前には、県市町村費の住民負担が少なかったのに、改正後はそれが激増して、結局県民の負担は、地方費も合わせて旧制の79万円余が新制では75万円余となり、その差わずかに40,292円しかない」という（井上清、岩波講座『日本歴史』16・「沖縄」）。

簡単には評価しえない新地租の問題であるが、最後に「土地整理事業」の意義や後世への影響などについてまとめてみよう。

西里喜行によれば、「土地整理」は、

一 土地制度は旧慣の地割制度が廃止され、土地の私有権が確立されたため、土地の売買や交換が自由となり、耕地が集中化され地主となるものが現れ、一方で土地を手放し、他の職業に転職するものや小作人へと転落するものがでてきた。

二 租税制度は、地租条例=國稅徵収法の実施にともない、首里や那覇

の士族層の免税の特権が失われ、県民は地租・県税・市町村税を負担することとなる。また、貢糖制・人頭税法が廃止され、金納制が採用されたほか、作付け制限も撤廃されたため甘蔗・たばこなどの換金作物の栽培が盛んになり、商品（貨幣）経済への移行が顕著になった。さらに土地に縛縛されていた農民が解放されて都市地区に流入するようになり、資本主義的都市問題、農村問題を生み出す条件も準備された（『論集・沖縄近代史』）という。

この時期の宜野湾間切や住民の生活の様子をみてみよう。

まず、土地整理事業の件であるが、「土地整理ニ関スル中頭郡協議日割」と題する1899年（明治32年）5月7日付けの『琉球新報』の記事には、おそらく土地整理に関する部落説明会の日程であろう日割りが掲載されている。それによると、5月5日の宜野湾を皮切りに、21日の安仁屋まで、14カ村の日程が見える（『二巻』）。

また「県下地方雑記」と称する記事には、土地整理にともなう土地の売買や交換などによって得た利益を地方民が花街の遊興費に充てていると嘆いている記事がある（『二巻』）。また、東風平間切では農民が土地の売買によって借り入れた借金が30万円余に上り、村によっては地人所有する土地の三分の二が抵当に入り、ひどい場合には土地は全部抵当に入って、おまけに共有の製糖場まで競売に付せられた村もある。さらに明治32年の最終地割で配当を受けた140戸の地人の内、12戸は3年後にはまったく土地を失っている事例が紹介されている。（仲吉朝助「琉球の地割制度」第三回）。おそらく、宜野湾間切もこうした事例と大同小異であつただろう。宜野湾といえば、その事実を確認できないが、土地整理局員が宜野湾間切の村人を脅迫して土地整理を強要したとの新聞記事もある（「地割の脅迫に就き」、『二巻』）。

この記事は別の意味でも大変興味深い。というのは、当時の沖縄は土地整理や参政権問題をめぐって、専制的な権力をふるっていた奈良原県知事らとそれに異を唱える謝花昇らの民権派との間で激しい抗争が繰り広げられていたからである。その謝花らの機関紙が『沖縄時論』で、一方には首里・那覇の旧支配者層の利益を代弁する『琉球新報』とで論陣が張られていたのである。問題の新聞記事は、この『沖縄時論』に掲載された内容に『琉球新報』側が反論しているもので、じつに当時の状況がよくみ取れる記事である。

話は少しずれるが、土地整理にあたって各村の地人は最終地割によって、配当を受けた土地の所有権を獲得することになったようであるが（仲吉、前掲論文）、「はがき投書」と題する新聞記事には、宜野湾間切のある村頭が、その地割の際に他人の持地を分割して自分の親戚に割り入れた旨の記述がある（『二巻』）。これは、後日、宜野

湾間切役場から否定されているが、後述するような土地整理にまつわる事件の頻繁さからすると、十分に起こり得る出来事である。また先に、小作に供された土地は一定額の報償金を条件に、小作人に所有権が認められたことを述べたが、「村と村との悶着」と題する明治37年7月の記事（『二巻』）には、喜友名村と伊佐村の住民が浮掛地（小作人）の報償をめぐって一悶着を起こしたことが記されている。幸いにも警察の介入で事なきをえたが、こうした問題は、この一件のみではなかったようだ。というのは、「旧浮掛人の無法行為」という同年12月の記事には（『二巻』）、報償金の支払い期限がまだ過ぎていないにもかかわらず、村や組という公の団体が土地所有者の家畜や家具を強奪するといった事件を起こしているのである。さらに北谷間切では、保証金の催促のため、所有者の住家へ押し入って衣装や家具類を差し押さえるといった事態まで生じている（『二巻』）。この二つの事件は直接、宜野湾間切を扱ったものではないが、先の喜友名村と伊佐村の騒動から類推しても、わが宜野湾もおそらく大差はなかったであろう。いずれにせよ、「土地の私的所有」という沖縄歴史始まって以来の、未曾有の事態に直面し、その歴史の渦の中で、揺れ動く地域住民の動きが読み取れる内容といえよう。

土地整理の導入に伴い地租条例＝国税徵収法が沖縄にも適用されるようになったことはすでに述べたが、じつは宜野湾村は財政の改善、会計帳簿の整理、現金保管の的確さ、伝染病などの予防や衛生管理、そして国府県市町村税の皆納など、村治め全般に関する功績が認められ、明治44年（1911年）2月には模範村として、地方功労者として内務大臣の選奨を受けているのである（『二巻』）。これに対し、新聞社は6回におよぶ特集記事を掲載し、その名誉をたたえている（『二巻』）。特に、納税の分野ではかなりの成績を上げ、明治43年度には、那覇税務署長の表彰も受けるほどであり、こうした事例は大正以後も新聞紙上などで散見される。

## 7) 政争と地方改良運動

1912年（明治45年）5月31日、宜野湾村では村会議員の選挙が行われた。その際、桃原正裕村長が自派の候補者を当選させるべく、特に我如古と宜野湾で反対派に対して、村税の過重負担、信用組合からの資金融資の停止などを理由に選挙干渉をしたというのが事件の発端である。事件はこれをキャッチしたマスコミによって連日、新聞紙上に掲載され、やがて村長派の敗北によって治まったかにみえた。が、現実はそう単純ではなかった。実はこの事件の背後には、同年5月15日に行われた県内初めての衆議院議員選挙が微妙にからんでいたようである。その選挙以来、村内有志の間には感情のもつれが生じ、村長がその村会議員選挙において自派の勢力拡大をもくろんだがために選挙干渉となつたようである。以後、この問題はしこりを残し、我如古の殴

打事件、同暴漢の公判、県会議員選挙における村内の分裂、そして桃原村長の排斥へと泥沼化していく（『二巻』）。

「模範村」と「政争の中心地」という近世宜野湾の横顔がかいま見れるできごとであった。ところでいわゆる「シルー・クルー政争」というのは、特に民政党系と政友会系の対立に加えてさらに民政党の内紛もあって、この抗争は北谷から宜野湾・越來・美里・中城・西原など中頭郡を巻き込み、沖縄県全域に波及していく。これは政治的な信条の違いや保革の対立といったものとは趣を異にし、しかも県内の政治情勢だけで動いたのではなく、中央の政争と県内各派閥の争い、さらには村落共同体のボス同士の抗争を複雑に取り込んでいったという（『宜野湾市史』第六巻）。事実、宜野湾でも村会議員選挙や村長選挙、村長襲撃事件、はては県当局による両派の調停など、特に大正末期を中心に目を覆うばかりに新聞紙上を賑わしている（同、『六巻』）。

その他、議員による村長の給料の露骨な制限、歪んだ手段による党派への勧誘、そして派閥間の抗争にともなう傷害事件などが生じているようであるが（「沖縄の百年」第三巻）、こうした「シルー・クルー政争」のプロローグは、ことに宜野湾に関しては、明治の後半、すでに奏でられていたといえよう。

この時期、「地方改良運動」という言葉がよく新聞紙上で散見される。これは西原文雄によれば、日露戦争後に内務省や各府県によって推進された地方社会の再編強化のための政策をいい、沖縄では、納税組合の設立、耕地整理の実施、風俗改良運動（標準語の奨励、入墨の禁止など）、郷土誌『中頭郡誌』『沖縄県国頭郡誌』や偉人伝（琉球の五偉人）の刊行などの形をとて進められたという（『沖縄百科事典』中・「地方改良運動」）。実際、宜野湾でも1899年1月ごろには、風俗改良会が設立され、（『二巻』）、次のような活動を展開している。すなわち、新城村では毎晩10時ごろから男女が打ち揃って「毛遊び（モーアシビ）」を行い、歌・三味線で乱痴気騒ぎして通行人の妨げになっているので、改良会はこれに注意を促すべきである、との新聞記事である（『二巻』）。また、「警察事項」という記事には宜野湾・喜友名村の住民たちが身体に入墨を施しているとの理由で科料に処せられ（『二巻』）、伊佐村の人は一日、拘留されている（『二巻』）。その他、教育勅語の捧読・君が代の合唱・標準語の励行・新嘗祭の献穀・納税組合の活動・中頭郡誌の編纂など、地方改良運動あるいはそれに関連する事柄は、例えば、新聞資料をひとつ取り上げても枚挙にいとまがない。

ところでこの時期、本土並みのいろいろなことが導入されていったが、その大きな制度のひとつに徴兵制度があった。

#### 8) 徵兵制度と宜野湾

沖縄県に徴兵制度が施行されたのは、1898年（明治31年）1月1日のことである。

その時、宮古・八重山の二郡は当時、まだ人頭税下にあり、その関係で除かれたが、両域まで徴兵令が適用されるのは、1902年（明治35年）であった（「沖縄県関係各省公文書2」）。

もちろん、それ以前にも志願兵として、例えば日清戦争にも参加した者もいたようであるが、徴兵令が施行されて、20歳に達した青年すべてが徴兵検査を受けねばならなくなるのは、1898年以後のことである。ただ、1896年（明治29年）からは「陸軍六週間現役兵制」が適用され、師範学校を卒業した小学校教諭を対象に、軍隊の短期間服務制度が実施されたようであるが（沖縄歴史研究会『沖縄の歴史』第二巻・近代編）、宜野湾でも1898年4月にこの兵役に合格した神山村の出身者の名前が見いだせる。

続いて、これらが初の徴兵署の開署なのか確認できないが、同年（1898年）6月2日には中頭郡徴兵署が中頭高等小学校（普天間）内に設置され、宜野湾と浦添間切を皮切りに中頭郡の莊丁（兵役にあたる壯年男子）の身体検査を実施している。「徴兵令によると、満20歳の男子は徴兵検査を受け、体格によって甲・乙・丙のランクに分けられ、甲種合格の一部が推薦により3年間の兵役に服すこととなる」（『日本全史』）ようであるが、この時（1898年）の中頭郡の莊丁総数は1,189人に及び、その内、宜野湾間切は91人であったが、推薦の結果、甲種歩兵12人、乙種歩兵11人が宜野湾から選出されている。

以後、毎年、5月あるいは6月ごろに徴兵検査が実施されているが、合格した現役兵たちは、入営に際して県や郡役所などから金品が贈られており、それに対する御礼広告が新聞紙上に散見される。また、徴兵令の適用のみならず、中には志願して兵役を望むといった事例も見いだせる。

こうした現役兵に対し、各間切では新兵の送別会を催し、軍人優待会や兵事会は物品の寄贈などを行って戦意を鼓舞するのであった。さらに、教育現場では日露戦争の戦利品を児童に展示して戦時教育に役立て、あるいは勅書の捧読、御真影（ごしんえい）の奉戴など、だんだんと軍事色に染まるようになっていく。

そうした中で、ついに戦死者も出るようになった。1904（明治37）年6月の「戦死者の葬儀」という記事には、地域住民を初め、県知事、中頭郡長、間切吏員、学校職員や児童生徒、愛国婦人会ら関係者列席の下、日露戦争の犠牲となった嘉数村の住民の葬式の様子が記されているが、以後、次々と戦死者の訃報、あるいは葬儀の模様、遺族への下賜金、勲章授与、招魂祭などに関する記事が誌面を覆うようになる。

一方、前記したようなマスコミを初め県や間切、警察、諸団体、そして地域をあげての徴兵制への協力・推進体制に対し、次のような消極的な手段に訴えながらも徴兵を忌避した事例もあった。

中頭郡の徴兵適齢者20人余は草刈りの際に誤って自分の指を切断し、徴兵を逃れよ

うとしたという。また、伊佐の出身者外2名は、同じく兵役を免れんがため、手指を毀傷し、重禁錮や罰金刑に処せられた。さらに喜友名のある青年は、野砲兵として福岡県小倉の連隊に入営していたが、そこから脱走して各地を流浪しながら宜野湾まで逃れてきて、そこで自首したという。ある大山出身者は仲間とともに兵役を逃れるため、自らの眼球を傷つけ、軍法会議に廻されている。以上が『二卷』から拾い出せる主な徴兵忌避の事例であるが、驚くべきことに、中にもっと別な手段を駆使している人がいた。

というのは、この時期たくさんの人々が移民として諸国へ渡っているが、この「移民」という合法的な手段を使って、徴兵を拒否した者もいたようだ（『沖縄戦と教育』）。『二卷』にもたくさんの移民した方々の事例は見いだせるが、その中には、あるいは徴兵忌避の方法として、移民という手段を用い、海外へ雄飛していった方々もいたに違いない。

沖縄の歩みは本土と比べて必ずしも早くはなかったが、いわゆる「旧慣温存」策の撤廃により、この時期の宜野湾は、地方制度の改革、土地整理、徴兵令の適用、衆議院議員選挙を初め県会や村会議員の選挙、そして村長選挙など、堰を切ったように次々と展開されていく近代諸改革の渦の中で、ややもすれば流され、もまれながらも実にたくましく、生き抜いてきた。この時代は、本土化が確実に推進されていった時代であった。その本土化の荒波の中で「優良村」と「政争の中心」という歴史の個性を我が宜野湾は育んできたが、それは次の時代にもっと強烈に刻印されていく。

## 2. 大正～昭和期の宜野湾

### 1) 国家主義・軍国主義の時代

1913年（大正2年）10月のある日、宜野湾高等小学校で在郷軍人会分会旗の「樹立式」が挙行された。出席者は150人余。天久流水会長が「勅諭捧読」のあと訓辞を述べ、来賓を代表して宜野湾尋常小学校の宮平一朗校長や桃原正裕市長らが登壇し、「会旗を軍旗と同じ精神にて活動すべし」、「在郷軍人は村の規範となり、その指導者となられんことを切望す」などと演説した。周知のように、1914年（明治3年）に第一次世界大戦が勃発し、日本は同年8月に参戦した。同年11月11日付の『沖縄毎日新聞』に「青島陥落」を祝う「提灯行列」に関する記事がある。それによると、字宜野湾の人々は、在郷軍人を中心に「祝捷会（しゅくしょうかい）」を開催し、「万歳三唱後、熱狂せる字民五百の群集は、各自に提灯を携帯して馬場に出て、それより、字の一周を試み申し候」と記されている。その翌日も馬場で「村民全体」の「祝捷会」が

開催された。午後1時、2,000人余の群衆が参加して、「国歌斉唱」・「万歳三唱」のあと、南北に分かれて「国旗行列」を繰り広げた。

当時、宜野湾村は「優良村」として知られていた。1913年（大正3年）年に鹿児島税務監督局から、座間味村・渡嘉敷村・摩文仁村・渡名喜村とともに「国税納税成績優良村」として表彰され、1914年（大正4年）には、熊本税務監督局から「国税完納村」として表彰された。また、翌1915年には桃原村長が「地方改良功績者」として表彰され、同年5月に東京で開催された「自治制祝賀25周年祝賀会」において「優良村」として表彰された。

宜野湾村は「優良村」として県下に知られていたが、村長選挙や議員選挙における対立・抗争は他村以上に熾烈であった。

## 2) 桃原村長の「選挙干渉事件」

1912年（明治45年）5月末から6月上旬にかけて、新聞紙上に宜野湾村長の「選挙干渉事件」に関する記事が掲載されている。この「事件」は、同年5月中旬に実施された、衆議院議員選挙において、桃原村長が新垣盛善を支持するよう強要したのに対し、区長らが同意せず、岸本賀昌に投票したことと関係がある。結局、新垣が大差で敗れ、桃原村長は面目を失った。『琉球新報』は、この問題について「桃原正裕氏が自己腹心のものを出すに腐心し、（中略）各字に於て選挙干渉を企てておる事明白事実」と報じている。

我如古と宜野湾では、両派に分かれて激しい選挙戦が展開された。我如古では、在郷軍人が桃原村長の手下として重要な役割を果たしていた。しかし、区長が村長の命令に従わなかつたので、手下の連中を使って脅迫され、選挙活動を妨害された。選挙の結果、18人中の10人は反村長派が占めた。2人は中立で、6人が村長派であった。得票数1,360票のうち、村長派の得票はわずか412票（約30・3%）であった。

# 3. 大正～昭和初期の政争

## 1) 「シルー・クルーの争い」の発端

1916年（大正5年）ごろ、宜野湾村で「馬酒（ンマザキ）」や「家探し（ヤーザレー）」の是非をめぐって大いに紛糾したことがあった。娘が他の字に嫁ぐ場合、「馬酒」あるいは「馬手間（ンマディマ）」と称して、娘の家から出身字に罰金を納める内法があったが、この習俗の存廃をめぐって党派的な対立感情があったという。また、青年の夜遊びを取り締まることを名目に、家々をまわって点検し、不在ならば罰金をとる

「家搜し」という内法があったが、これについても両派の間で争いが続いていた。

知念蒲戸（1899年生）によると、この問題が村会議員の選挙の争点になり、結局、内法の存続を主張した側が選挙に勝ったが、これが「シルー・クルーの争い」の引き金になったという。当局派を「シルー（白）」といい、反対派を「クルー（黒）」と呼んで、その後十数年間にわたって深刻な対立が続いた。

「シルー・クルーの争い」の始まりは、知念の話から1916年ごろであろうと推測することができる。選挙に負けた反対派は、「二十銭模合」を起こして月に1回集まっていたという。反対派は、字宜野湾では72～73戸ぐらいであったというから、戸数にして約四分の一ぐらいの少数であったことがわかる。

その後、字宜野湾では綱引きも別々に実施し、「シルー」と「クルー」の間では、愛し合っていても結婚することもできなかった。また、エイサーも両派で別々に実施していた。同年8月21日付の『琉球新報』に、字宜野湾のエイサーに関する記事が掲載されている。次にその記事の一部を紹介することにしよう。

「本村の盆祭は昨年までは極めて平凡に且つ何等音沙汰も無之候ひしが、今年より字宜野湾にて男女混合の盆踊が一極端に或る感情に熱狂せる青年男女によりて、然かも黑白両党反目の間に競争的に三日間演ぜられ候」

この記事によって、字宜野湾ではエイサーは「黑白反目の間」に「競争的」に演じられたことがわかる。青年男女も「シルー・クルーの争い」に巻き込まれ、互いに反目しあっていたわけである。

ところで、そのころ、宜野湾村で「村長排斥運動」が起こっている。桃原村長と上席書記の個人的な感情のもつれから、一気に反村長運動が盛り上がった。当時の『琉球新報』は、この問題を取り上げ、次のように紹介している。

「村会議員17名が署名捺印せる辞任勧告書の文面に曰く、桃原村長は明治45年5月以来、各字の平和を破壊し党派を作り、本年5月選挙運動をなし、又選挙を行う毎に干渉をなし常に村治を紊乱せしめしに付、此際勇退されたし云々」

この問題は、村長が辞任して一応の決着がついたが、これによって村内の対立感情が払拭されたわけではなかった。

## 2) 「シルー・クルーの争い」激化

1924年（大正13年）の村議選挙で村内の政争が再燃した。島袋盛春・仲村渠繁外10人が沖縄タイムス社を訪問して語ったところによると、村議選挙は「当局側と在野党の二派に分かれ頗（すこぶ）る猛烈であった」が「山城村長は現在の地位を擁護するために他派の議員候補者を圧迫」した。開票の際も「窓を閉ざして反対側に見られない様にし」、「開票立会人も自派の人のみ指定し頗る不公平であったのみならず、投票

を偽造して有効な者を無効としたる事実がある」と世論に訴えている。

翌年2月5日付の『沖縄朝日新聞』は、この問題について解説し、「宜野湾村の白派黒派争ひが産み落とした醜い闘争」であり、「純朴なる農民に猛惡なる闘争心理を激発し、其の結果遂に闘牛場を挟んで物凄き武装の対峙戦まで演ずるに至れり」と、「シルー・クルーの争い」の激発を憂慮している。

なお、この選挙の結果については、異議申し立てが行われ、2年後に村当局が敗訴している。すなわち、天久流水議員の当選が無効となり、反対派の山城正一が当選ということになったのである。

また、1925年（大正14年）に村長選挙が実施された。村長派14人と反対派10人が対立し、結局、反村長派が退場して、村長派だけで山城五郎村長を選出した。『琉球新報』は、この選挙について、『議場は忽ち悪罵ど号の声に充ち満ち、会場周辺を取巻いている村民の顔色も俄に緊張したが、村長派は自派の議員数の多いのを力に直ちに選挙開始を宣すと、反対派は申し合わせた様に席を蹴って退場し、茲に於て投票の結果、十四票の得票を以って山城現村長が当選した』と報じている。

ところで、玉那覇善信（1915年生）は、尋常小学校4年の時、大人たちが手に手に六尺棒などを持って役場に押しかけ、吏員を殴るのを目撃したことがあるという。玉那覇の話を紹介することにしよう。

「私が宜野湾尋常小学校四年の時のことがあった。始業時間を告げる鐘が鳴って、仲間たちは教室へ駆けて行ったが、私は最後まで残って遊んでいた。

ちょうどその時、大勢の人たちが手に手に先の尖った六尺棒などを持って役場に押しかけて来た。反村長派の人々であった。百名以上の人たちが役場を取り囲み、緊迫した状況になった。

外の騒ぎに気づいた吏員らは、我先に窓から飛び出して逃げた。逃げ遅れた者は、押しかけて来た群衆につかまって、殴る蹴るの暴行を受けた。その時、たしか村長も殴られて怪我をしたと思う。巡査が来て制止しようとしたが、群衆はなかなか言うことを聞かなかった。

吏員から一部始終を聞いた字大山の人々が、味方を大勢引きつれて応援にかけつけた。そして、両派がにらみ合い、一触即発の状態が夕方まで続いた。首里署から応援の巡査が来て、ようやく騒ぎがおさまった」

この日の出来事を詳しく知りたくても、文献やその他の資料にほとんど何も記されていない。1925年（大正14年）9月9日付の『沖縄朝日新聞』に、「殴られた五郎村

長遂に入院す」という見出しのついた簡単な記事があるだけである。

「シルー・クルーの争い」は、1920年（大正9年）から23年の間を境に、それ以前と以後とに時期区分することができる。宜野湾村の場合、それ以前は、争いの範囲は村内にとどまり、それ以後は、全県的・全国的な政治の流れとの関連が密接になり、それに村内の対立感情が加わって、複雑な様相を帯びるようになった。

伊礼肇（1893～1976）は、20年代における「シルー・クルー争い」の中心人物であった。彼は、1919年（大正8年）に京都大学を卒業し、翌年、北谷村長に当選した。そして1923年に村長を辞し、その翌年5月、憲政会の公認を受けて、衆議院議員選挙に立候補して落選している。

国吉真光（1898年生）は、「シルー・クルー争いは伊礼肇がもたらしたものである。北谷村は伊礼の出身地で強固な地盤であったし、西原村は伊礼派の宮平光晴ががっちり押させていた。宜野湾村で政争が激しかったのは、北谷村や西原村に比べて勢力が伯仲していたからだと思う」と述べている。この指摘は、「シルー・クルーの争い」を周辺地域と比較して考える上で重要である。

また、当時の字宜野湾の政治的対立の様相について、国吉は次のように述べている。

「当時、字宜野湾では伊礼派が多数を占めていた。闘牛がある時は、いつも伊礼派がウシナー（闘牛場）を使用していた。そこへ反対派が、ワラサージ（藁の鉢巻）をしめて大挙して押しかけて来たことがある。伊礼派も負けずに反対派の前に立ちふさがり、結局、乱闘になった。喧嘩に備えて、あらかじめ石や棒切れを隠し持っている者もいた。」

農民たちは政争に巻き込まれ、互いに敵視しあって暮らしていたのである。玉那覇善信はこの問題について次のように述べている。

「山城村長の頃、政友会と民政党という二つの政党の勢力争いが始まった。山城村長は校長先生であったが、宜野湾村を良くしようと願って、村民が村長に担ぎ出した。しかし、伊礼派が割り込んで来て反村長派が出来た。」

大山と真志喜は村長派が圧倒的に多かったので、対立はそれほどでもなかったが、その他の字では村長派と反対派に分かれていがみ合っていた。

婚約をしたのに破談になったこともあったし、夫婦が離別させられた例もあった。また、夜道を歩いていて不意打ちを食らうこともあった。選挙のたびに政争がエスカレートして、ついに字宜野湾は真二つに割れてしまった。そして、綱引き・エイサー・村踊り・闘牛などの行事も別々に実施するようになった。行事や集会の際に、村屋（ムラヤ）の優先権をめぐって争ったり、村屋の備品を勝手に自派だけで使用するなど、争いの種はいくらでもあった。」

### 3)「融和」の時

当時の日本は「暗い谷間」の時代であった。国策を批判したり戦争に反対したりすると、逮捕され牢獄にぶちこまれた。本県でも、1927年（昭和2年）に小学校の教員を中心に社会科学研究会が組織され、師範学校にも研究会がつくられた。安仁屋正昭『沖縄の無産運動』によれば、1929年（昭和4年）2月、まず師範学校の生徒が逮捕され、続いて関係者が芋づる式に検挙された。師範学校生徒は、放校・退学・停学ときびしい処分を受け、教員27人は、懲戒免職・謹責休職などの処分を受けた。『大阪朝日新聞』によると、そのうちの24人の人は中頭郡の出身であった。翌年12月15日の県会で、この問題について島袋盛春は次のように述べている（『沖縄県議会史』第四巻）。

「昨年デアリマシタカ教員ニ左傾思想ガアルト云フノデ、免職ニナリ  
休職ニナッタノガ沢山アリマシタ、其教員ハ本当ニ左傾思想ヲ有ッテ居ッ  
タカドウカ、即チ我国ニ危ウキ精神ヲ有ッテ居ッタカドウカ、（中略）  
聞ク所ニヨルト公ニ発刊ヲサレタ所ノ書物ヲ読ンダノニ是ハイカヌト云  
フノデ罷メサセタト云フ話モアル、余リヒトイジャナイカ、（中略）其  
教員ノ中ニハ妻子アリ、父母モアリ今路傍ニ迷ッテ改俊ノ情顯著ナリト  
認メマスケレドモ復職デキヌノデアリマス、可哀ソウジヤアリマセヌカ  
(後略)」

右の島袋議員の発言は、治安維持法を問題にしているのではなく、政府を批判しているのでもない。教師たちは書物を読んでいただけであって、社会主義の思想をどの程度理解していたか疑わしいと述べ、「左傾教員」として処分するのは気の毒だから復職させてほしいと要望しているのである。これに対して県当局は、『本人ガ前非ヲ悔イテ善人ニ立チ返ル』ならば、復職させる方針であると答えている。

休職中の教員は、思想信条の自由を奪われただけでなく、「転向せよ」とせめられた。県当局はこのことについて、「是ハ警察ノ方ヘモ御依頼ヲ致シマシテ、本人ガドウ云フ状態デアルカ、益々感染シタカドウカ、日常ノ動作ハドウ云フコトヲヤッテ居ルカト云フコトヲ能ク調ベマシテ是モ又適當ノ時期ガアレバ復職サセテヤリタイト考エテ居リマス」と説明していた。

宜野湾・北谷・西原の人々が「シルー・クルーの争い」に明け暮れている間に、時代は悪い方向へ進み、日本は侵略戦争への道を進みつつあった。当時、農村は天皇制

国家の強固な支持基盤であったが、「シルー・クルー争い」は、「純朴な農村」の「美風」を破壊するものとみなされていた。これを「融和」に導くことが重要な課題であった。

1931年（昭和6年）ごろ、大阪から帰ってきた米須良慎は、馬車で荷物を運搬して其の稼ぎで暮らしを立てていた。「シルー・クルー争い」を目のあたりにして、この問題を解決しなくてはならないと思い、有志を募って対策に乗り出した。少し長くなるが米須の話を紹介することにしよう。

「字宜野湾は政争がとくに激しく、部落が真二つに割れて、区長もシルー派・クルー派で別々に立てているありさまであった。私は、この問題を解決しようと思って有志を集め、当時、宜野湾尋常小学校の教頭であった渡嘉敷真睦先生に相談した。私は夜学校を開設して、両派の青年たちを同じ教室で勉強させたいと提案し、渡嘉敷先生には教鞭をとってもらうようお願いした。

夜学校は、村屋に青年たちを集めて、週に3、4回開かれた。最初は独身の青年が30名ぐらい集まつた。その後、年齢の枠を広げて15歳から40歳までとし、できるだけ多くの人々が参加するよう呼びかけた。

また、青年団を引率して浦添城跡や今帰仁城跡の見学に出かけたり、他の地域へ農業視察に出かけたりして、青年たちが話し合う機会を作るよう努力した。その結果、2、3年もすると青年たちは互いに打ちとけて話し合うようになった」

米須は、1933年（昭和8年）から字宜野湾の区長を二期務めた。それ以前は、シルー派とクルー派の区長がそれぞれ一人づついたが、彼が就任したときに初めて一人にまとまつたという。

大里朝宏は首里の出身であるが、宜野湾の「シルー・クルー問題」の解決に重要な役割を果たした。彼は1931年（昭和6年）に宜野湾尋常小学校に赴任したが、着任すると同時に、「イヤーヤヌーハーヤガ（おまえはどこの派か）」と尋ねられたという。人々は党派感情で凝り固まって、互いに相手を罵倒し、ときには暴力沙汰になつた。その亀裂の大きさに驚いた彼は、青年会に働きかけて両派の「融和」を図つた。するといがみ合つてたいた青年たちが仲良くなり、一緒に行動するようになったという。

1931年（昭和6年）の12月3日付の『大阪朝日新聞』に米須や大里の活動に関する記事が掲載されている。次にその記事を紹介しよう。

「白黒闘争克服の叫びが、今や純真な地方青年達によって叫ばれ、農村には政争の愚かしきことがやや判明しだした。もろもろの闘争に戦ひ疲れた惨めな姿を見せつけられた各農村青年は、いひ合わしたように決起した。中頭郡の政争地として有名な宜野湾村でも今回、青年たちによって肅清運動を続け

一、 選挙に白黒闘争を打破せよ。

一、利己的政党屋を打倒せよ。

一、我等の村を平和に返せ。

等のスローガンを掲げて警鐘を村内に打出したが、同団体は県庁、尚伯爵家、刑務所其の他の見学をなし、知識向上に供し、親和を以って村の肅清に邁進することになっている」（『西原町史』第二巻）

それから約2年後、宜野湾村によく「融和」の時期が訪れた。1935年（昭和10年）1月19日付の『大阪朝日新聞』は、「政争を解消平和郷に帰る」という見出しをつけて、同月17日の村長選挙の結果、「前県議天久流水氏が満場一致で当選した」と報じている。「まる15カ年いろいろ不祥事件を惹起した醜い過去を水に流し」、宜野湾村はようやく「平和郷」になったというわけである（『宜野湾市史』第六巻）。

ちょうどそのころ、国吉真光は宜野湾役場に勤めていた。政争の地から「融和」への過程を見守っていた国吉は、当時を振り返って次のように述べた。

「1934年（昭和9年）頃、伊礼派（民生派）の高江洲英吉氏が宜野湾村長で任期中であったが、融和を図るために解任して、天久流水氏を村長にしようという話が持ち上がった。伊礼派としては、自派の勢力が弱くなるので正面から反対していた。しかし、結局天久氏が村長になった。伊礼派の間では、村長が替わっても役場吏員はそのまま残るということを確認していたが、天久氏が就任すると、伊礼派は辞めてしまった。伊礼氏から天久村長には協力するなという指示があったと聞いている」

何もかも水に流すというわけにはいかなかったが、これで一応の解決はついたのである。なお、1935年（昭和10年）1月19日付の『大阪朝日新聞』の記事によって、1月17日午後1時から村会が開かれ、村長の改選の結果、前県議の天久が満場一致で当選したことを確認することができる（『宜野湾市史』第六巻）。

## 4. 戦時体制と総動員

### 1) 満州事変から支那事変

1931年（昭和6年）9月18日未明、満州南部の中心都市奉天（現在の瀋陽）の東にあたる柳条湖で、南満州鉄道（満鉄）の線路が何者かによって爆破され、この直後、日中両軍が激突した。それをきっかけに日本の関東軍（満州駐屯の陸軍）は戦線を拡大、満鉄沿線、中国北東部の主要な都市を占領した。翌年の春には満州全土占領した。これが「満州事変」である。

1933年（昭和8年）2月24日、国際連盟の特別総会が開かれて、満州国の不承認の対日勧告が採択された。それで、ついに日本は同年3月27日、国際連盟を脱退し、国

際舞台での孤立化を深めていった。

昭和に入って国内では、軍部や民間右翼・超国家主義者らの主導のもと、戦時体制が強められていった。満州事変の起きた年には、参謀本部や陸軍省の中堅将校たちが結成した桜会によって、クーデターが企てられたが失敗に終わった（三月事件・十月事件）。このメンバーの中に、のちの沖縄戦における参謀長・長勇がいた。青年将校らによるクーデター事件が繽々に起こり、日本の社会は次第に軍国主義の潮流にのみ込まれていった。

1937年（昭和12年）7月7日、中国・北京郊外の盧溝橋付近で日中両軍の衝突事件をきっかけとして、全面的な戦争へ拡大していった。戦争は中国全土に展開し長期戦の様相を呈し、日中戦争となった。

日中戦争が果てしなく広がる中で、政府は「国民精神総動員計画実施計画要綱」を発表し、「挙国一致」・「尽忠報国」・「堅忍不拔」のスローガンのもとに全国的な運動を推進。紀元節の家庭奉祝、愛国債購入、英靈の奉迎行事の励行、「愛国行進曲」など国民歌や軍歌の普及が行われた。

沖縄県では、政府の支持に従い、知事を長とする「国民精神総動員実行委員会」をつくった。最初のころは「日本精神」および「敬神思想」を呼びかけた観念的な教化運動が中心であったが、戦争が長期化と深刻化を帯びてくると、貯蓄奨励、金属・資源回収、生活刷新というふうに、だんだんと庶民生活の細部にまで干渉してきた。

1938年（昭和13年）4月、国民の運命を決する「国家総動員法」が公布された。この法律では、戦時・事変に際し、国防目的達成のため、国力を全面的に発揮できるよう、人的・物的資源を統制運用することになっていた。動員と統制の対象は、人と物と情報のすべてにわたり、教育と研究も戦争の目的に従属させられた。また、学校では学徒勤労動員が始った。

日中戦争の長期化が深刻となり、日本は東南アジアへの進出によって事態を開こうとしていた。1940年（昭和15年）6月、フランスがドイツに降伏すると、日本は仏印（現在のベトナム）への進出を要求した。7月に、大本営政府連絡協議会議は「武力行使を含む南進政策」を決めていた。フランスは日本の要求を受け入れて北部仏印への進駐が開始された。

1939年（昭和14年）7月にアメリカから日米通商航海条約の破棄を通告され、石油などの戦略物資をアメリカから輸入することが出来なくなっていた。それでそれを東南アジア地域に求めようとして「南進論」が勢いづいたのであった。

## 2) 第二次大戦

1941年春から日米交渉が行われてきたが、解決の糸口がなく、対立は深刻化した。

東南アジアの軍事行動を進めるためには、北方ソ連との友好関係が不可欠であったため、1941年4月、日本とソ連との間で「相互の領土および不可侵」をうたった「日ソ中立条約」（有効期間5年）が調印された。日米開戦は目前に迫っていた。同年の11月2日「帝国国策遂行要領」が決定され、それには「現下の危局ヲ打開シテ自存自営ヲ完フシ、大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為に此ノ際英蘭戦争ヲ決意シテ」と述べられている。

同年11月15日には陸軍の「南方要域攻略命令」が出され、海軍も「連合艦隊発起命令」を発している。

陸海部隊は行動を開始し、ハワイ攻撃の第一航空艦隊は11月26日、エトロフ島のヒトカッパ湾をひそかに出港、ハワイに向かった。1941年12月8日、日本時間の午前2時、山下奉文陸軍中将の率いる第25軍はマレー半島のタイ国境に近いコタバルに上陸、午前3時には南雲忠一海軍中将に率いられた第一航空艦隊を主軸とする機動部隊はハワイの真珠湾空襲を開始。ハワイ、マレー半島、フィリピンなど西太平洋各地と中国大陸で英米の基地と艦船がいっせいに攻撃された。

日本政府は真珠湾攻撃開始の30分前に、ワシントン時間午後1時に日米交渉の打ち切りを通告するつもりであったが予定通りの通告はされなかった。野村・来栖大使らがハル国務長官に覚書（最終通牒）を手交したのは真珠湾攻撃から1時間後のワシントン時間12月7日午後2時20分であった。しかもこの文書は、単に交渉打ち切りを宣言したのみで開戦の意志は明示していなかった。イギリスに対しては、まったく事前の通告なしに攻撃を開始した。

日本では12月8日午前7時に臨時ニュースで「大本営陸海軍発表、帝国陸海軍は本日未明、西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」と報道した。攻撃を開始してから約8時間後の同日、午前11時40分に詔書がラジオから流れ、宣戦が公表された。詔書のなかで天皇は、自存自衛のため、やむを得ず宣戦の布告をしたのであって、「大東亜の安定と開放のための正義の戦い」であると国民に強調し、「億兆一心国家ノ総力ヲ挙ゲテ征戦ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」と国民に命令した。

1931年の「満州事変」から1937年の「支那事変」を経て、ついに米・英を主たる相手とするアジア太平洋戦争となったのである。

アジア太平洋全域が戦場となり、日本に対する交戦国は世界55カ国におよんだ。このアジア太平洋戦争で、日本軍は2,000万人のアジア太平洋の民衆を殺傷し、310万人の国民を死の道づれにした。

開戦から半年の間は、日本軍は破竹の勢いであったが、1942年の夏から戦局は逆転、準備を整えた連合軍の反撃が始まり、ミッドウェー海戦・ガダルカナル島の攻防において戦局の主導権はアメリカ・イギリスに移った。

1944年に入ると南洋群島のマーシャル諸島・トラック諸島が相次いで攻略された。「帝国の絶対攻防線」と言われたマリアナ諸島も攻撃され、7月にはサイパン島が玉碎した。南進国策にのって南洋諸島に移住していた約7万人の沖縄出身者は軍と運命をともにした。特にサイパン玉碎においては6,000人以上の県出身者が死亡し、県民に衝撃を与えた。

アメリカの潜水艦によって輸送は遮断され、1944年秋からは、米軍機による都市の無差別爆撃によって国内の生産設備や港湾や鉄道は破壊され、日本の戦闘能力は崩壊した。同じ1944年秋、連合軍はついに沖縄に迫った。アメリカ機動部隊は、10月10日、南西諸島に大空襲を敢行した。奄美大島・徳之島・沖縄諸島・宮古島・石垣島・大東島などの飛行場と港湾施設を破壊した。しかも、那覇の被災は市街地の90%を焼き尽くすほど大きく、死傷者は軍民あわせて約1,500人にのぼった。

### 3) 疎開

また、1944年7月、政府は閣議決定に基づいて、南西諸島から約10万人の老幼婦女子と学童を県外へ疎開させる計画を立てた。政府の疎開計画は、足手まといを戦闘地域から移し食料を確保するのがねらいであった。疎開は1944年（昭和19年）7月から始まり、沖縄戦直前の1945年3月まで行われ、南九州（鹿児島・宮崎・大分・熊本）へ約6万5,000人、台湾へ1万余人が疎開した。このうち、疎開学童は国民学校の3年生から6年生で、40人に1人の引率教員がついた。南九州へ約5,500人、台湾へ約1,000人の学童が疎開したことになっている。

宜野湾からの学童疎開は、1944年（昭和19年）8月から始まった。

宜野湾国民学校と普天間国民学校の児童は、普天間国民学校の大里朝宏教諭と宜野湾国民学校の大里和子教諭が引率、寮母として前田明子さん（宜野湾国民学校校長・前田英吉氏の奥さん）、炊事係として花城春さんと我如古キヨさんが付き添い、52人の児童が宮崎県東郷村坪谷国民学校に疎開した。嘉数国民学校の児童32名は今帰仁朝教教諭の引率で、東郷村の福瀬国民学校へ疎開した（宜野湾がじゅまる会編『戦禍と飢え』）。

沖縄戦の直前から戦中にかけて、沖縄本島北部地域は重要な避難地となった。第32軍は、疎開の実施計画を県と協議した。60歳以上の高齢者と国民学校以下の児童を3月下旬までに疎開させ、その他の非戦闘員は、戦闘開始必至と判断する時期に、軍の指示により一挙に北部へ移すことについていた。北部疎開を予定された中南部の住民は、10万人であった。

県は北部の町村に次のように疎開民の受け入れを割り当てた（カッコ内は疎開者・避難民の市町村名）。

国頭村（那覇市・真和志村・浦添村・読谷山村）  
大宜味村（那覇市・真和志村など）  
羽地村（美里村・越來村・北谷村・首里市など）  
名護町（小禄村・その他）  
今帰仁村（宜野湾村・伊江村）  
久志村（中城村・西原村・佐敷村）  
金武村（大里村・南風原村・東風平村・玉城村他）

このような疎開業務を沖縄県人口課が始めたのは、1945年2月中旬からであったから、3月下旬の沖縄戦開始までの約1カ月間で疎開できたのは約3万人であった。多くの住民が疎開途上で沖縄戦に巻き込まれ、あるいは中南部戦線へ追い詰められていった。

当時助役だった桃原亀郎氏の日記によると、宜野湾村の北部疎開割り当先は、今帰仁村の字平敷、謝名、崎山などであった。1945年2月16日、宜野湾村助役・桃原亀郎は、職員・宮城正雄、我如古永祐他、数名を連れて割当先の今帰仁村当局や各部落に連絡調整に出た。

帰任後、早速、役場職員や大政翼賛会傘下の有志に呼びかけ、各部落ごとに分かれて今帰仁疎開を促した。ところが疎開に応ずる村民は少なかった。その理由は「どうせ死ぬならふるさとで死んだほうがよい」「今帰仁村は、運天港をひかえているので上陸の時に危険である」「国頭は日本軍の施設がないから米軍は国頭から上陸する」ということであった。また、上陸戦についての情報が乏しく、日本軍についていることが最も安全であるという考えが多かったようだ。そのため役場職員や村の指導幹部は大変困ったという。亀郎は、日記の中で「村常会数回、部落常会3回に及んでも3千人の予定者から1,300人しか疎開できないことは、誠に情けない」と記している。

当時、宜野湾青年学校の校長職にあった知念清一は、「字常会で疎開説得にあたつたが誰一人聞き入れず、とどのつまりは自分の家族を先に行かせることにした。」と語る。

一方、今帰仁村では、宜野湾村や伊江村からの村民疎開者、7,700人を受け入れるために空襲の中を突貫工事で避難小屋（山小屋）を作ったようだ。（『今帰仁村史』）

宜野湾村民の第一陣が今帰仁疎開に発ったのは、1945年2月20日前後、日本軍の陣地構築用資材を運搬する北部行き空トラックに便乗した桃原助役は、第一陣の疎開引率に役場職員から知念賀真、花城清秀、松門勇雄、農会職員から渡名喜庸政を派遣した。

助役他数名の役場職員や農会職員、村民疎開の世話をみるために数回にわたって今帰仁村を往復したようである。花城清秀の証言によると、数少ない職員で、農会職員

を含めて延26人が往復したという。桃原亀郎助役は2月23日、自分の家族を今帰仁村字謝名に移し執務したという。(知念清一の証言)

役場職員や村有志の強力な説得にも応じなかつた村民も、戦況が日々激しくなると自ら思い立つようになり、同年3月20日前後には、親戚や隣近所で集団になり、荷馬車に荷物を積み部落を発つ者も出た。したがつて宜野湾村の計画疎開は最終的には收拾のつかない状況となつた。部落ごとの疎開で遅れをとつたのが、およそ3月23日ごろである。宜野湾村字佐真下の住民が村を離れたのは3月23日であった。約15世帯(70人)が部落の個人所有の数台の馬車に荷物や食糧を詰め、今帰仁村に出発したのであるが石川方面に差しかかった時には伊波部落はすでに炎を上げていた。(当時佐真下区長、比嘉定亮の証言)

ちょうどその頃、今帰仁から舞い戻つていた桃原助役は、役場の兵事係の仲村渠春興と配給主任の比嘉盛栄を伴つて、石部隊(第62師団)の隊長のところへ情報収集に出た。隊長は「あと1週間もすれば完全に上陸するので、北部は橋も破壊され通れないから南部に逃げなさい」と指示したようだ。しかし、村の責任者としてその指示に従うわけにもいかず今帰仁に戻ることにしたのである。

当時の宜野湾村役場は、村長の仲村渠春寿(当時61歳)が胃潰瘍を患つていたので、助役の桃原亀郎が主として軍との折衝や外交の中心になり、庶務主任の国吉真光が現地の統括をみていたようだ。現地に残る役場職員は3月25日頃までは、日没後に役場に出かけ、執務に応じていたが、翌26日頃からは空襲や艦砲射撃が激しくなり役場としての機能を失い、職員も自由行動をとつたようである。(『地方自治7周年記念誌』)



3月28日、当時、宜野湾青年学校の教頭職にあった仲村春勝（後の宜野湾市長）は翼賛団体の情報部長の肩書きだったので、浦添村役場に情報を取りに行つたが、帰途、西海岸の戦況を見て唖然としたという。村役場職員や村指導幹部は、上陸ぎりぎりまで情報収集や避難壕配置に躍起になったようである。

また、桃原亀郎助役は、同日、宜野湾村役場に最後の別れを告げ、仲村渠春寿村長が避難しているマーカーガマ（洞窟）を訪ねた。「自分は村内でなすべき仕事は終わった。今日より国頭に行って疎開民の世話を当たり彼等の保護の責任を尽くしたい」と申し出た。村長は了解してくれた。亀郎助役は、意を決して戦火の中を今帰仁に発つたのである。（『戦後初期の宜野湾—桃原亀郎日記』の解説より）

#### 4) 激戦地の嘉数

1945（昭和20）年4月1日、米軍は沖縄本島の中部西海岸の読谷山・北谷に上陸、北飛行場（読谷飛行場）と中飛行場（嘉手納飛行場）を占領し、4月5日ごろまでには宜野湾以北の中部一帯を制圧した。

中部では中城村の津覇、宜野湾村の我如古・大謝名方面で日本軍の反撃が始まっていた。本格的な戦闘は4月6日ごろから、嘉数高地で日米の攻防戦が展開された。特に西原村棚原から宜野湾村嘉数・宇地泊を結ぶ線で激戦が繰り返された。日本軍は、進撃してくる米軍の進路に地雷を敷設し、対戦車砲、臼砲・重火器で反撃した。急造爆雷をかかえて戦車に体当たりするなど肉弾戦を展開した。米軍は「嘉数地区で米軍が失った戦車22台というのは、沖縄の一戦闘での損害としては最大のものであった」と記録している。2週間におよぶ戦闘の末、日本軍は浦添の前田高地に撤退した。

この戦場に巻き込まれた嘉数住民は、655人のうち374人が犠牲となった。宜野湾地域で米軍に捕まった人は収容所へ連行されたが、なお日本軍とともに南部の戦場へ逃げた人々もいた。

5月下旬、牛島司令官らは首里を放棄して南部の摩文仁へ撤退した。このとき、日本軍は主戦力の8割を失っていたが、南部の洞窟陣地ではなお抵抗が続いた。

牛島司令官は6月23日、摩文仁の洞窟で自決し、アメリカ軍の第10軍司令部は、6月22日、（アイスバーグ作戦）（沖縄攻略作戦）の終結を公式に発表しているが局地的な戦闘はなお続いた。

日本はポツダム宣言を受諾し、1945年（昭和20年）8月15日正午、天皇自身の「終戦の詔書」放送（いわゆる玉音放送）によって、国民は日本の降伏を知らされた。